

消費生活相談業務の広域連携について

1. 概要

平成21年9月に施行された消費者安全法により、消費生活相談は市町村が実施することが義務付けられました。

当市では消費生活センターである弘前市市民生活センターを設置し、消費生活相談員3名による消費生活相談業務を実施してきました。

今回、弘前圏域の市町村から、消費生活センターを設置している当市へ相談窓口を集約する広域連携を行いたいとの意向が示され、費用負担や業務分担について協議を重ね、平成26年度から消費生活相談員を1名増員して、広域連携による消費生活相談を実施することで合意し、2月4日に協定を締結いたしました。

2. 広域連携市町村

弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村の8市町村。

3. 広域連携実施日

平成26年4月1日

4. 協定内容

弘前市市民生活センターで7市町村の消費生活相談を受けること。

消費生活相談の広域連携に係る経費は8市町村で負担すること。

5. 広域連携による効果

弘前市においては弘前市市民生活センターの機能強化及び広域的な情報収集による消費者被害防止が図られ、圏域7市町村においては、専門の消費生活相談員による相談体制が整備されることによる住民サービスの向上、消費者被害の防止が図られる。また、消費生活センター設置、運営経費の負担軽減が図られる。

6. 今後の予定

平成26年2月～3月 消費生活相談員増員1名の募集・選考

平成26年3月～ 広域連携の平成26年4月1日実施の周知

平成26年4月1日 広域連携による消費生活相談実施